

北名古屋市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和2年5月14日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一

北名古屋市監査委員 大 野 厚

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

社会福祉課及び家庭支援課

対象期間 平成31年4月1日から令和2年2月27日までの所管事務

実施期間 令和2年2月3日から令和2年2月27日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

社会福祉課及び家庭支援課所管の事務事業の内容及び監査の結果の主なものについては、次のとおりである。

＜社会福祉課＞

主な所管事務は、福祉総合窓口、民生委員・児童委員、戦傷病者、戦没者遺族等の援護、人権擁護、更生保護、同和対策、社会福祉団体、日本赤十字社、災害援護、地

域福祉施設、地域福祉計画、生活保護、生活困窮者自立支援、行旅病人及び行旅死亡人、ホームレス対策、中国残留邦人等の支援、障害者福祉、自立支援医療、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画、社会福祉法人の監査、成年後見制度、障害者虐待防止に関する事務である。

(1) 補助事業について

共同生活援助施設創設用地取得費補助金について、補助対象経費に係る関係書類の一部が添付されていなかった。

意 見

- (1) 生活保護費 78 条徴収金について、徴収方法、時効管理及び債権管理の方法を調査し、今後の管理方針を検討していただきたい。
- (2) 社会福祉団体運営費補助金について、透明性のある補助基準を検討していただきたい。

<家庭支援課>

主な所管事務は、要保護児童対策及び児童虐待防止、家庭児童相談、母子・寡婦及び父子家庭の支援、青少年の健全育成、子ども・若者支援、青少年センターに関する事務である。

(1) 支出事務について

子ども・若者支援地域協議会講演会について、講演会開催前に講師へ支払う報酬額・旅費が、事前決裁されていなかった。

(2) 補助事業について

ア 北名古屋市少年補導委員活動補助金について、申請、請求及び実績報告の起案書に少年補導委員会長の確認印がなかった。

イ 母子寡婦福祉協議会補助金について、補助金の積算根拠がなかった。

意 見

社会福祉団体運営費補助金について、透明性のある補助基準を検討していただきたい。